

〒285-0855
千葉県佐倉市海隣寺町9 7 番地

佐倉 太郎 様

発行日

見本

佐倉市長

過誤納金等還付（充当・委託納付）通知書

日頃、納税にご協力いただきありがとうございます。
下記のとおり過誤納金が生じたので還付（充当）いたします。

税（料）目	固定資産税・都市計画税	賦課年度	R06	通知書番号	0000000000	過誤理由	
車両番号		対象年度	R06	宛名（指定）番号	0000000000	過誤納発生日等	令和 6年 2月 8日

①過誤納額	②過誤納額（延滞金）	③還付加算金	④充当額	還付金額（①+②+③-④）
20,000	0	0	10,000	10,000

還付内容							
⑤納付額				⑥課税額		⑦過誤納額（⑤-⑥）	
期月	納付日	税（料）額	延滞金	税（料）額	延滞金	税（料）額	延滞金
1期	令和 6年 4月30日	10,000	0	0	0	10,000	0
2期	令和 6年 7月31日	10,000	0	0	0	10,000	0

充当内容								
⑧充当額（過誤納額を未納額に充当した金額）								
賦課年度	対象年度	税（料）目	通知書番号・指定番号	期（月）	申告区分	事業年度／車両番号	税（料）額	延滞金
R05	R05	国民健康保険税	0000000000	7期			5,000	C
R05	R05	国民健康保険税	0000000000	8期			5,000	0

この処分不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

本人控